## 生産性向上設備投資促進税制の創設①

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図る為、『先端設備』(『生産ラインやオペレーションの改善に資する設備』は②で説明)を導入する際の税制措置を新設されました。

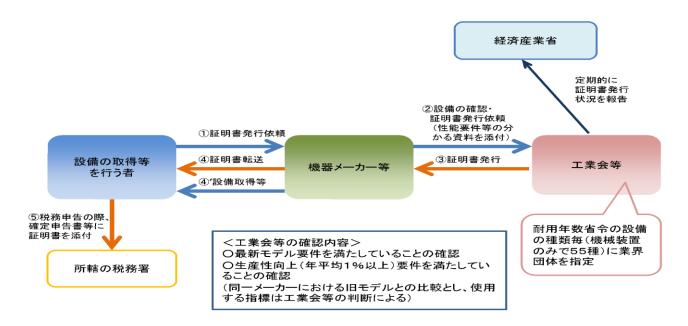
## 1. 概要 (先端設備)

対象設備	『機械装置』及び一定の『工具』『器具備品』『建物』『建物付属設備』『ソフトウエア』のうち、
(要件)	下記要件を全て満たすもの(サーバー及びソフトウエアについては中小企業者等が取得するものに限る。)
	①最新モデル ②生産性向上(年平均 1 %以上) ③最低取得価額以上
確認者	工業会等
税制措置	〇産業競争力強化法施工日(平成 26 年 1 月 20 日)から平成 28 年 3 月 31 日まで
	: <b>即時償却</b> か税額控除(5% ただし、建物・構築物は3%)の選択制
	〇平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
	: 特別償却(50% ただし、建物・構築物は25%)か税額控除(4% ただし、建物・構築物は2%) の選択制
	※ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の 20%が上限

## 2. 対象設備リスト

機械装置(単品 160 万円以上)	全て
工具(合計 120 万円以上かつ単	ロール
品 30 万円以上含む)	
器具備品(合計 120 万円以上か	試験又は測定機器・冷房用又は暖房用機器・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気
つ単品 30 万円以上含む)	又はガス機器・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー・サーバー用の電子計算機
建物(単品 120 万円以上)	断熱材·断熱窓
建物付属設備(合計 120 万円以	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く)・冷房、暖房、通風又はボイラー設備・
上かつ単品 60 万円以上含む)	昇降機設備・アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る)・日射調整フィルム
ソフトウエア(合計 70 万円以	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの
上かつ単品 30 万円以上含む)	

## 3. まとめ



○あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない為、**機器メーカーから要件を満たす旨の証明書があれば適用が可能になります**。